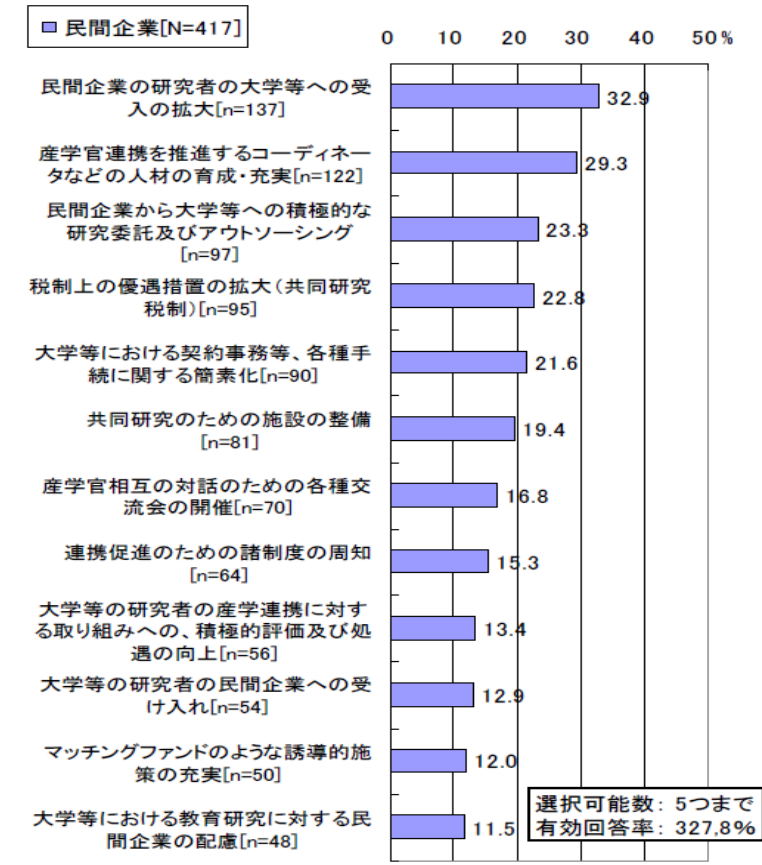
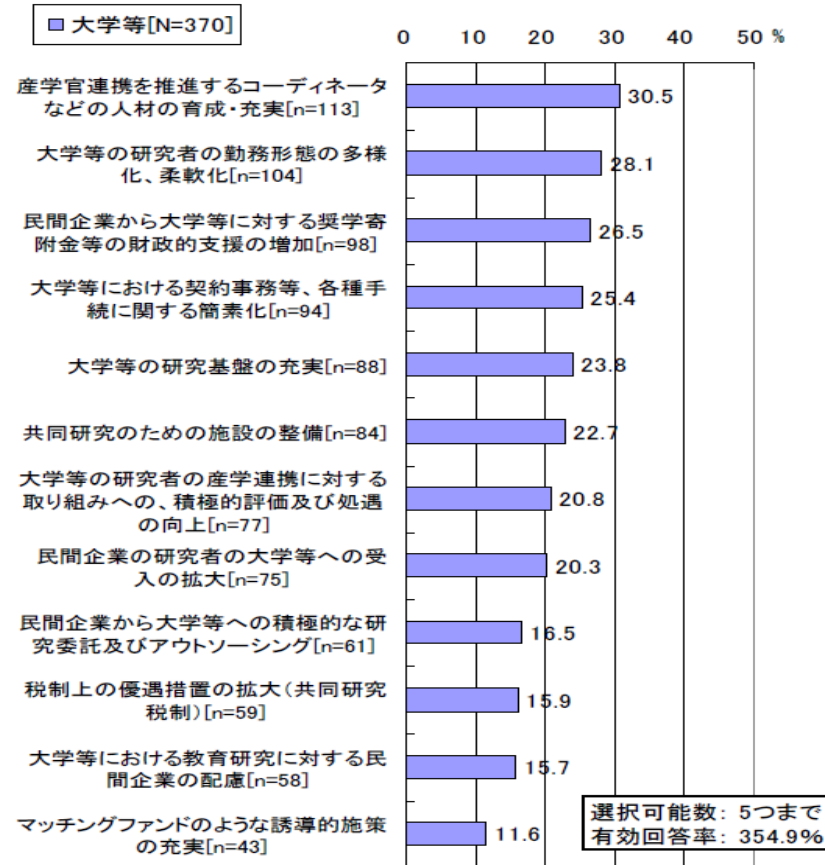


大学における産学官連携体制の課題①

産学官連携のために必要なこと(文部科学省による産学官の研究者に対するアンケート結果より)



(「我が国の研究活動の実態に関する調査報告(平成18年度)(文部科学省)」より)

- ・大学等では、「産学官連携を推進するコーディネータなどの人材育成・充実」、「大学等の研究者の勤務形態の多様化、柔軟化」などの回答が多い。
- ・民間企業では、「民間企業の研究者の大学等への受入の拡大」、「産学官連携を推進するコーディネータなどの人材育成・充実」などの回答が多い。

大学における産学官連携体制の課題②

(産学官連携の課題 (社)関西経済団体連合会の報告書より)

- ・「最近では大学と企業との間で組織的な連携の動きもみられるなど、様々な形で産学官連携が行われてきている。ただし、事業化という観点からみると、成果をあげる段階にまで至っていない。」
- ・「TLOと大学知的財産本部が整備されてきた。両組織は同じような機能を担うものの、連携が十分にとられていないところが多い。」
- ・「産学官連携や知的財産に関する大学の方針が個々の教職員まで浸透していない。」
- ・「企業にとって、連携したい研究テーマに取り組む教員がなかなかみつからない」
- ・「中小企業との連携は大企業ほどには進んでいない。」
- ・「中小企業からみると大学に対して敷居が高いという意識」
- ・「企業側における産学官連携体制の整備の取り組みはあまり進んでいない。」
- ・「企業側は、個々には連携に向けて取り組みを強化する動きがあるものの、全体としてみると、「組織的な連携」の意識が高まっているとはいえない。」
- ・「コーディネーターと言われる人材が不足している。」
- ・「企業は大学がやっていることがよくわからないと言い、大学は100%情報開示していると言うように、両者には依然として意識に隔たりがある。」

(「産学官連携による事業化促進に向けて」(2007年5月、(社)関西経済連合会)より)

大学における産学官連携体制の課題③

(産学官連携の課題 文部科学省の審議会資料より)

(1) 共同研究等の実施についての課題

- 大規模な共同研究は増加していない。また産学の間で意識に隔たりあり。
- 特許出願件数に対し、特許の利用はそれほど進んでいない。

(2) 国際的な産学官連携活動についての課題

- 大学と海外企業との共同・受託研究件数は極めて少ない。
- 国際的な産学官連携活動を行うための体制は不十分。

(3) 特定の研究分野に係る産学官連携活動についての課題

- ライフサイエンス分野の知財戦略策定や、研究成果有体物の活用、臨床研究のマネジメント等、特定分野に係る産学官連携活動体制が不十分。

(4) 大学等発ベンチャーについての課題

- 事業化における人的基盤や社会的基盤が脆弱。

(5) 大学等の実情に応じた産学官連携体制の構築についての課題

- 知的財産創出のポテンシャルは高いものの、知的財産活動の基盤整備の取組が進んでいない大学は多数存在。
- 地域の産業や地域の中小企業との連携が不十分。

(6) 知財人材の育成・確保についての課題

- 知的財産活動を行う人材が、大学において十分育成・確保されていない。

(「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開にむけて(審議のまとめ)」(平成19年8月、文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学連携推進委員会)より)

共同研究等に関する税制

大学等において、研究成果を産業界に対し効率的に技術移転し、イノベーションの創出を促進するために、共同研究・受託研究を活発に行うことを目的に整備した税制上の優遇措置

➡ 特別試験研究税額控除制度(旧特別共同試験研究税額控除制度)

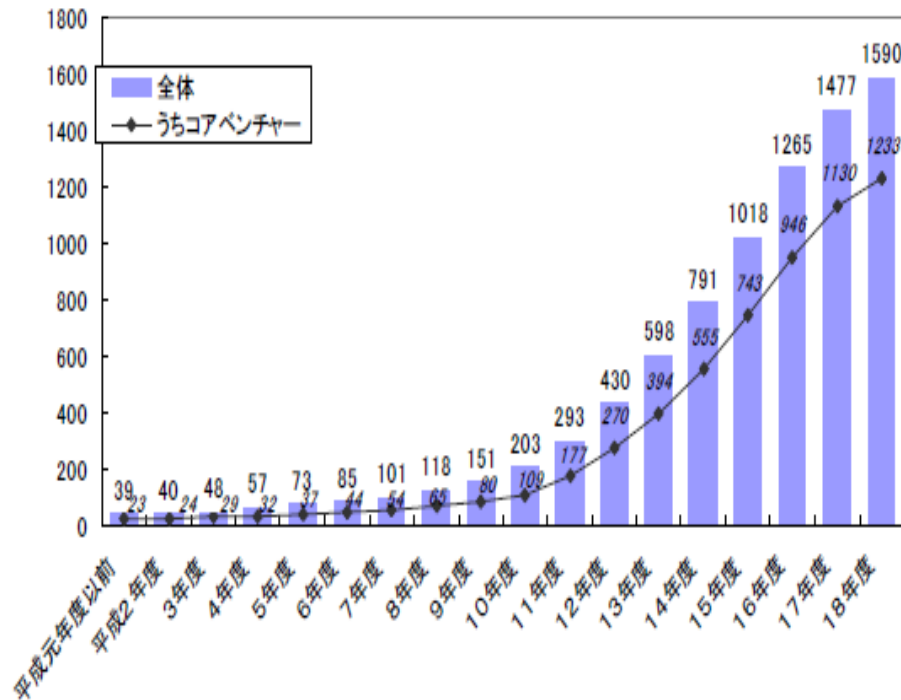
目的: 基礎的創造的研究促進を目的とする
適用: 平成18年4月1日以降
対象: 大学、公的試験研機関等
対象経費: 共同研究契約、または委託研究契約に基づき、民間企業が対象機関に対し研究開発のために支出した経費
税額控除率: 一律12%(恒久措置)

➡ エンジェル税制

目的: ベンチャー企業への個人投資家からの資金調達のサポート
対象: 個人投資家が金銭の払い込みによりベンチャー企業の株式を取得した場合が対象。(譲渡により株式を取得した場合は対象外)
優遇措置: ①投資額をその年の他の株式譲渡益から控除(繰延)(恒久措置)
②譲渡益を1/2に圧縮して課税(平成21年3月末迄)
③損失を翌年以降3年間の繰越控除(恒久措置)
⇒平成20年度税制改正において、エンジェル税制を抜本拡充し、ベンチャーへの投資額を**所得控除**できる制度の導入を目指しているところ。

大学発ベンチャーの現状等

大学発ベンチャー企業数(累計)



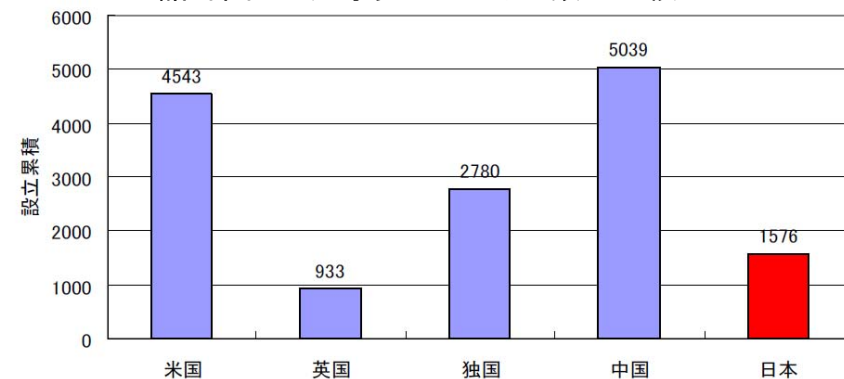
(「平成18年度大学発ベンチャーに関する基礎調査報告書の概要」(経済産業省)より)

都市圏・地方圏の大学発ベンチャーの増加状況比較

	大学発ベンチャー数	都市圏	地方圏
平成13年度	598社	339社	259社
平成18年度	1,590社	771社	819社
伸び率	約2.7倍	約2.3倍	約3.2倍

地方圏:(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県)以外

諸外国との大学発ベンチャー数の比較



(「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて」(審議のまとめ)(文部科学省科学技術・学術審議会)より)

- ・**大学発ベンチャー数**は、平成13年5月に発表された「大学発ベンチャー1000社計画」など、産学官をあげた積極的な取組により、18年度末の時点で**1,590社**が活動。
- ・**地方圏に存在する大学発ベンチャー数**は、平成13年度から平成18年度までの**5年間で3.2倍**になるなど、大学発ベンチャー全体の伸び率(2.7倍)以上の伸び率となっている。
- ・諸外国と比べると、日本の大学発ベンチャー数はまだ少ない。